平成２４年（フ）第１３３号
岐阜県土岐市泉町久尻1444番地の249
債務者　渡邊友美子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１４２号
岐阜県瑞浪市寺河戸町1064番地の２　マルイグレースイン公園２Ａ号
債務者　寺田　宏昭
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１４５号
岐阜県多治見市池田町２丁目83番地　野村アパート202
債務者　窪野　良作
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字下東畑2031番地
１　ＲＩＶＥＲＴＥ＆ＦＯＬＩＡＲ103号
債務者　長尾　忠臣
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３８０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－３棟805号
債務者　千原　敏美（旧姓森澤）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８８号
京都市中京区壬生朱雀町38―10サザンウェーブ311　菅谷圭介方、住民票上の住所京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２市街地住宅４棟1111号
債務者　曽我本はる菜
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３号
京都市左京区岩倉花園町380番地　ガーデンハイツ花園203号
債務者　杉本　　勇
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
京都府長岡京市長岡１丁目34番３号　プルミエールハイツ南棟203
債務者　吉國　達也
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
京都市南区上鳥羽高畠町69番地、前住所京都市上京区寺町通今出川上る表町16番地１　イマーブル大央301号
債務者　秋根　省三
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
京都府舞鶴市竜宮町４番地４
債務者　三宅　智子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
京都府綾部市鷹栖町坂牧19番地
債務者　谷川　　正
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１４５７号
堺市南区竹城台２丁１番29―205号
債務者　堤　　康広
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１７７号
堺市北区北花田町４丁114番地15
債務者　システムテックこと　澤本　通明
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３１４号
堺市中区辻之855番地１
債務者　堀之内フヂエ
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３２７号
堺市東区日置荘西町３丁22番29号
債務者　いくよしこと　棚田　郁子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３５１号
大阪府柏原市太平寺１丁目９番28号　阪惣文化２階11号室
債務者　目代　秋生
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３６８号
大阪府松原市阿保２丁目40番地の10
債務者　田川　利和
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係